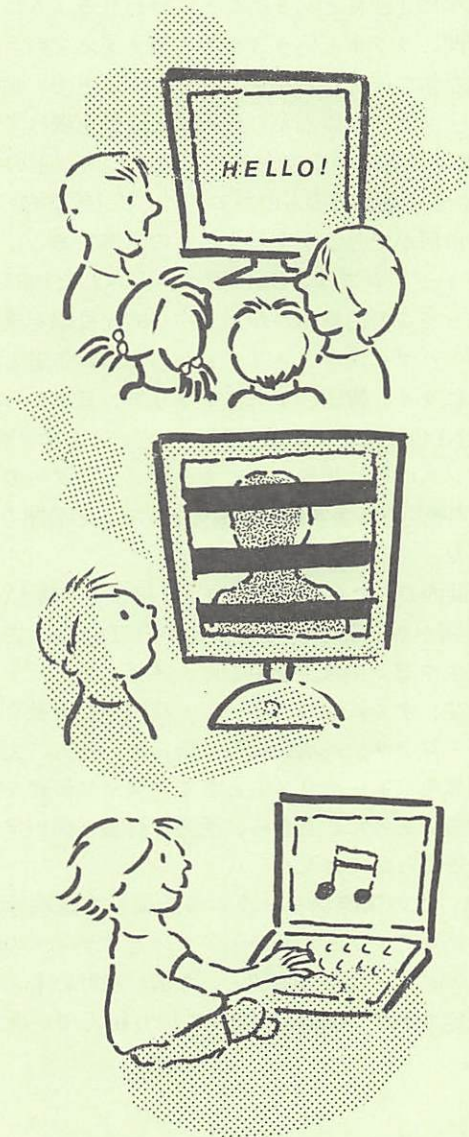


インターネットと子どもの メディア・リテラシー



CONTENTS

EDITORIAL

アクティブ・オーディアンスをテーマに
開催した国際フォーラム 2

- 特集1** インターネットと子どもの
メディア・リテラシー 3
- ・ Be Web Awareプログラムとは 3
 - ・ インターネットの年齢別
セーフティールール 10
 - ・ 子どもとインターネット・メディア
リテラシー 坂本 旬 14
 - ・ インターネットのメディア・
リテラシー 五十里元子 16

- 特集2** リオデジャネイロ憲章 20
— 第4回「子どもとメディア」
世界サミットから —

会員コラム 永澤貴之 23
メディア・リテラシーに出会えて

データバンク 国内篇 24

FCT

特定非営利活動法人
FCT市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

let GAZETTE

編集/執筆 Editors 鈴木みどり(発行人代表)
宮崎寿子

翻訳 Translation 高橋恭子、折茂あや
窪田裕江

データバンク Databank Writers
中野恵美子、西村寿子、田島知之、
畠山亮太、竹内希衣子、永澤貴之、
石原 豪、新開清子

イラスト Art Director 市川雅美

編集総務 Managing Editor 新開清子

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping
佐々木はるひ

印刷 Printing (有)カワムラ印刷

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの創り手が、性別、年齢、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためのひろば(フォーラム)として機能してきた。FCT活動は各地でのワークショップやシンポジウムの開催、調査報告書の刊行、など多岐にわたる。なかでも、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少数者などのマイノリティ市民の視座からメディアを読み解き、メディア社会を生きる力の獲得をめざすメディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものである。

特定非営利活動法人
FCT市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新開清子、
宮崎寿子、佐々木はるひ、
高橋恭子、
篠塚 公 (MLPJ担当)

Media Literacy Project in Japan:
<http://www.mlpoj.org/>

事務所: 神奈川県横浜市中央区新港2-2-1
横浜ワールドポーターズNPOスクエア内

資料問い合わせ
Fax 0466-81-8307

銀行振込 東京三菱銀行藤沢支店
普通預金 1559401

郵便振込エフシーティー00190-3-84097
購読料: 年2,500円(3回発行)

EDITORIAL

アクティブ・オーディアンスをテーマに開催した 国際フォーラム「世界がメディアを見つめる日」

FCTでは2004年6月25日(金)~27日(日)の3日間、立命館大学メディア・リテラシー研究プロジェクト、Asian Network of Women in Communication (ANWIC)と協力し、アジア・太平洋フォーラム「世界がメディアを見つめる日~GMMPとメディア・リテラシー」を京都の立命館大学キャンパスで開催した。

フォーラムのサブタイトルにあるGMMPとは1995年に世界70数カ国の市民が同じ日に一斉に参加して第1回を実施した「グローバル・メディア・モニタリング・プロジェクト」のことである。GMMPはその後2回目を2000年に、そして来年の2005年に3回目と、5年ごとに行われるようになり、テレビ、新聞、ラジオという3つの主流メディアのニュース報道に焦点をあて、それらをモニターすることで、世界のメディアをジェンダーの観点から分析する活動を続けている。

GMMPは世界各地から自主的に参加する人びとの手で行われており、この活動そのものがアクティブ(能動的)なオーディアンスに何ができるかを示す格好の事例である。

今回のフォーラムでは、GMMPが提案された1994年から10年にわたってこの活動にかかわり中心的な役割を果たしてきたテリー・ハマノ氏をフィリピンから基調報告者として招いた。さらにタイ、韓国、オーストラリア、日本から招待した研究者とNPO関係者による各国のメディアとアクティブ・オーディアンスの現状報告を柱にすえ、ジェンダーのみならず広く市民の視座から多角的に学ぶセッションと公開のフォーラムをもった。

参加者は関西のみならず秋田、東京、神奈川、埼玉、静岡、熊本、と全国から計53名。その多くがFCT会員、立命館大学の大学院生やゼミ卒業生を中心に、メディア・リテラシーについて学び、すでに地域の小・中・高校や社会教育の現場でメディア・リテラシー活動に取り組んでいる人、大学の研究者や新聞等のジャーナリストとしてメディア研究を実践している人たちであったことから、活発な討論と深い学びの時間を共有することができた。

FCTでは、この国際フォーラムの詳細を本誌次号で特集し、各国のアクティブ・オーディアンスとメディアの現状を踏まえて、アジア・太平洋地域という広い視野のもとで2005年初頭に予定されているGMMP3に取り組んでいきたいと考えている。

特集1

インターネットと子どものメディア・リテラシー

～クリティカルなオンライン・メディア・リテラシーの展開に向けて～

情報通信白書(2004)によると、日本人の2人に1人が携帯、パソコン、PHS、ゲーム機などを介してインターネットに接続しているという。このような状況のもとで子どもたちのあいだでもネット利用が急速に浸透し、小学生でも自分のホームページを作り、メールやチャットで自由に話し合う子どもたちが増えている。

どんなメディアの利用にも通底していることだが、メディアはその使い次第で創造的にも破壊的にもなり得る。携帯やパソコンの急速な普及でインターネットが子どもたちの生活のなかで非常に身近なものとなっている現在、子どもたちがこのオンライン上の情報を有益かつ創造的に利用し、豊かなコミュニケーションを交わしていくためには、オンライン上の機能や情報がどのような特性と危険性を持っているのか、どう利用すれば安全かつ有効に利用出来るかというオンライン・リテラシーを子どもに教え、理解させていくことが必要である。

本特集では、まずカナダのMedia Awareness Network (MNet) が提供している Be Web Aware のサイト (<http://www.media-awareness.ca/>) を訳出して紹介し、次いで「インターネットと子どもとメディア・リテラシー」をテーマに執筆を依頼した二つの論考を掲載する。

Be Web Aware のサイトでは、子どもたちのためのオンライン・メディア・リテラシー

に関して、子どもたちと親たち双方に向けてガイドラインを作成している。以下に、Be Web Aware のプログラムとは何かについて解説する部分と「危険性を知る」を訳出する。また、「年齢別セーフティールール」の訳出はページを改めて掲載している。

Be Web Aware プログラムとは

Be Web Aware は、全国に二言語で提供されているインターネット上の安全に関する公教育プログラムである。このプロジェクトに関わっている人びとが目標としているのは、カナダの子どもと若い人たちが、オンライン上で安全かつ責任を持って活動しながら、インターネットから多くのことを学ぶことができるようにすることである。Be Web Aware プログラムの最終目標は次の二つである。

1. 子どものインターネット利用においては安全性に問題があり、その利用に親が関わる必要があることを親たちに知ってもらい意識を高めること。
2. 親が家庭でのインターネット利用を効果的に管理し、子どもたちがウェブの賢い利用者になるように教育するための実践的知識と実践的情報を提供すること。

Be Web Aware の取り組みでは、親たちが多くの情報を提供している Be Web Aware のサイトを訪れるようにテレビ・ラジオ・印刷物・戸外での公共広告 (PSA) も行っている。

Media Awareness Networkによって作られているこのサイトでは、オンライン上で出会うかもしれない危険性に子どもがうまく対処するよう教えるための多くの情報と手だてが提示されている。

●協力者について

Be Web Awareは、Micro Soft CanadaとMedia Awareness Network、Bell Canadaの間で話し合われたオンライン上での安全に関する一連の議論と共有する関心事から生まれた。

このプロジェクトが発展するにつれて、多くの先導的なカナダの団体・組織が、Be Web Awareの計画を支持する連合グループに参加してきた（Partnerのページを参照）。このような組織・団体はみな多大な資金、資料や現物支給による支援をしている。支援の範囲は多岐にわたる出資、寄付、寄与などで、次のようなものがある。すなわち、親のためのこの新しいインターネットサイトの開発と制作、公益事業の告知、メディア関連企業による無料の告知掲載のスペース提供、インターネットサイトでの宣伝、このBe Web Awareのサイトへのリンクの掲載、などである。このような支援は現在も拡大し続けている。

●参加しよう！

他の組織・団体も、もちろん大歓迎である！このメッセージの普及に興味のあるすべての組織・団体の参加を歓迎する。あなたにできることはたくさんある。たとえばこの公共事業の告知をしたり、BeWeb Awareのサイトにリンクを貼ったり、この親向けのすばらしい計画に従業員や顧客、組織・団体の人間（同僚）に話をして宣伝するなどである。

プライバシーの侵害

子どもにとって他の人びとと交流しコミュニケーションできることは、インターネットの最大の魅力の一つである。チャットルームやインスタントメッセージで話をしたり、オンラインゲームをしたり、コンテストに参加したり、アンケートを記入したりすることは、すべてオンラインでよく行われている活動である。残念なことに、ほとんどの親たちは、「コンピュータの双方向性」がどのようなかを理解していないし、また、このようなオンライン活動が、どのように子どもたちのプライバシーを危険にさらし安全までも脅かすことがあり得るのかをきちんと理解していない。プライバシーとは、外部から侵犯されることなく、自分の個人情報をコントロールする権利のことである。しかしながら、この電子時代においては、個人情報データは価値のある商品なのである。したがって、子どもたちは、自分自身の個人情報を保護するスキルを学ぶ必要があるのである。

子どものプライバシーはオンライン上で、いろいろな方法を使って侵害される。たとえば、子どもが次のような行動をした時、プライバシーの侵害が起こりうる。

- ・商業的なインターネットサイトで申し込み用紙に記入してコンテストに参加するとき
- ・インターネット・サービスやソフトウェアに登録する際に、情報を提供するとき（例：ファイルの共有、インスタントメッセージ、Eメールなど）
- ・Eメールやインスタントメッセージのアカウント用に個人プロフィールをもれな

く記入するとき

・チャットルームやインスタントメッセージ
で見知らぬ人に個人情報を与えるとき

●プライバシーと商業インターネットサイト

インターネットのおかげで、子どもたちや若い人たちから情報・データを収集、蓄積するのが簡単になっている。

オンラインを利用して市場調査をしているマーケティング関係者たちは、子どもたちに個人情報を得るための質問を含むアンケート調査に答えたり、コンテストに参加したり、登録用紙に記入したりするよう勧める。こうして得た情報は、特定の年齢の子どもたちに対してだけでなく、個々の子どもをターゲットにした非常に効果的な広告キャンペーンを作り上げるときによく使われている。

カナダでは、子どものプライバシーを保護する目的で作られた企業用のガイドラインがいくつかある。たとえば、カナダ・マーケティング協会（CMA）のプライバシー・ガイドラインには、13歳未満の子どもから得た個人情報の収集、譲渡、要請に関連する規定が含まれている。しかし、これらのガイドラインは、あくまでも任意のものであり強制力は持たない。

アメリカはインターネット上での子どものプライバシー保護に関してはカナダよりも進んでいる。子どものオンライン・プライバシー保護条例（COPPA）では、商業的なインターネットサイトがそのページで行う情報収集活動について明確に掲示すること、および13歳未満の子どもから個人情報を収集するときは、保護者の同意を得ることを義務付けている。COPPAはカナダ人にとっても重要である。というのはカナダの子どもと10代の子ども

ちが訪れるサイトのほとんどが、合衆国から発信されているからである。カナダのウェブサイトの多くもCOPPAのガイドラインに従っている。

しかしCOPPAの存在があったとしても、13歳やそれ以下の子どもが商業的インターネットサイトで登録する際に、もっと年上だと偽って登録してしまうのを阻止できる手だては全くないのである。

●安全への懸念

評判の高い子ども用のインターネットサイトでさえ、そのページを訪れる人びとの情報を収集している。

子どもが個人情報の提供をオンライン上での一つの遊びで当たり前のこととして慣れてしまったり、もっと危険なオンライン環境で個人情報を共有することに関して思考を停止してしまう時に問題が起きてくる。

たとえば、子どもがインスタントメッセージのソフトウェアに登録する際に、個人情報プロフィールを記入したいかどうかを聞かれる。このような記入用ページには、個人的な生活に関する詳細情報のほかに、「本名」や住所も含まれている。一度もれなく記入してしまえば、このプロフィールはインターネット上で、取り出して読みたい人には誰にでも入手可能となる。

チャットルームを使用する子どもたちにとっても、個人情報がさらけ出される危険性が高い。チャットルームに入る際に、普通、最初に聞かれる質問は、A/S/L、つまり、年齢、性別、住んでいる場所である。

もし子どもがチャットルームで出会い見知らぬ人びとに個人情報を明らかにすれば、これがきっかけとなって「サイバー・ストーキ

ング」をされたり、ポルノ画像を送られたり、実際に会うよう強いられる場合さえあるのである。

●親へのヒント

親には、オンライン上では個人情報を保護することは重要であることを子どもたちに教えるという大切な役割がある。

- ・子どもたちに個人情報の大切さを教える—これはまだ小さいときからはじめる。このことは、今日の電子時代において親が直面する最大の困難な課題の一つである。
- ・チャットルームや掲示板、インスタントメッセージやインターネットサイトなどを子どもが訪れる際に、個人に関する詳細情報を与えなければ、インターネットでの自分のプライバシーが守れるということを子どもに教える。これには名前、性別、年齢、住所、Eメールアドレス、自宅の電話番号、写真、クレジットカード情報、パスワードが含まれる。
- ・子どもが楽しくて教育的な内容を持つ質の高い非商業的なホームページを訪れるように導く。他の親や教師、図書館員にお薦めのサイトを聞くか、または子ども用サイトが推奨されている評判のよいオンライン・ディレクトリーを利用する。
- ・子どもが訪れるサイトのプライバシーの規定を読む。責任あるサイトのほとんどがプライバシーの規定をホームページからリンクさせている。そのサイトが個人情報を求めるようなページにもリンクを張っているかどうかをチェックしてみよう。

プライバシー規定を読むときに探すべき情報には次のような情報である。

①どのような情報が収集または追跡調査さ

れているのか、そしてこの情報がどのように使われるのか（情報が第三者に売られたり譲渡されたりするかを把握することは特に重要である）。

- ②子どもたちに関して収集されたデータを親が変更あるいは削除することができるかどうか。
- ③チャットルームや伝言板、インターネットサイトのEメールでのやりとりに子どもが参加する際、子どものプライバシーを保護するためにどのような手段がとられているか。
- ・子どもや10代の子どもがオンライン上で買い物をするときのきちんとしたガイドラインを作成する。子どもが利用するインターネットサイトには売買取引が安全で確かなものであることを保証する規定があるかどうかを確認する。
- ・子どもが自分の個人情報を保護し、オンライン上では個人的なプロフィールを書き込まないことを確認するため、子どもがインスタントメッセージやEメールアカウントに登録する際は、子どもの側に座って見守る。
- ・インターネットで通信をする際に性別がわからないようにするため、中性的なニックネームを使うよう子どもに勧める。
- ・子ども用サイトのチャットルームを選ぶときは、ユーザーが個人情報を漏らさないように制限する大人の管理人が居るチャットルームを選ぶ。チャットルームの中には、ユーザーのためのプライベートルームを用意したり、他の誰にも見られたりモニターされないプライベートメッセージ（PM）を交換し合う場所を提供しているところも

ある。子どもたちが決して公共のインターネット領域からはずれて誘い出されてしまわないように働きかけていくことが重要である。

暴力的、差別的な内容

●暴力的内容

子どもたちは今日メディア文化の中で生活しており、映画、テレビ、ビデオゲーム、音楽などのメディアのなかの暴力に絶えずさらされている。暴力は娯楽のなかで常に一定の役割を果たしてきたが、ここ数年は劇的な変化がおきている。研究調査によると、メディア暴力は量的に増加し、以前より生々しく性的で残酷になってきているという。

インターネットはメディア暴力の問題に全く新しい一面を加えている。子どもたちはインターネットで連続的に暴力にさらされている。その暴力の範囲は未熟で残酷なユーモアのサイトから、非常に憂慮すべき拷問やサディズムの描写までである。今日、子どもや10代の子どもは、マウスをクリックすればすぐに暴力的な歌詞（店頭販売では削除されている歌詞を含むもの）をダウンロードしたり、暴力的な画像、ビデオクリップ、オンラインゲームにアクセスしたりできる。

人気のある「whowouldkill.com（誰が殺す.com）」のインターネットサイトでは、現存のテレビ番組のスターを選び、彼らをどのようにして殺すのかを描写することができる。「newgrounds.com」でも、有名人が侮辱されて殺される内容の粗雑なアニメ映画を特集しており、ここでも殺人が中心的要素となっている。2001年に実施したMNetの調査では

この「newgrounds」は11歳と12歳の男子生徒の間で12番目に人気のあるサイトであった。

暴力的な「流血シーン」のサイトも子どもに人気がある。70%の男子中高生は、「gorezone.com」や「rotten.com」のような、事故現場や拷問現場、切断死体の現場写真を特集しているサイトを訪れるという。

多くの子どもは流血シーンのサイトを、無害のホラー映画のオンライン版にすぎないと見なしている。しかし、これらのサイトが暴力と性的な比喩描写を組み合わせるやり方は、非常に問題である。「gorezone」のトップページの免責条項には、サイトの画像は「性的な意図がありエロチックな性質を帯びている」と説明している。その後には訪問者に対して、死、手足を含む傷や切断のシーンもあることを忠告している。

親は自分の子どもがオンラインでどこを訪れ何をしているのかをもっと把握する必要がある。MNetの調査では子どもの70%は、自分の親は「めったに」あるいは、「全く」子どもが行くサイトについて聞いたりすることがないといっている。このことは1999年にAOLが行った調査で大多数の親たちがテレビよりもインターネットの方が子どもにとって有益であると考えているという結果を考慮に入れると、非常に問題である。

●オンライン上での憎悪と差別

インターネット上では多くの形で憎しみが表現されている。その範囲は極端な人種差別主義者のサイトから、多くの子どもに人気のあるサイトへの容赦のない残酷な皮肉まで、さまざまである。例えば「uglypeople.com（醜い人々.com）」のようなサイトは、一見無害に見えるかもしれない。しかしこのよう

なサイトは、他人への残酷さは容認されるものだ子どもたちが考え、それを容認するようなオンライン文化を子どもたちが形成する要因になっている。

感受性が強く影響を受けやすい子どもたちが、外見が理由で人があざ笑われているようなサイトから少数民族やホモセクシュアルの人びとが攻撃されているサイトへ移行していく過程を理解するのはさほど難しいことではない。

白人至上主義者や人種差別によって特定の人びとへの憎悪をあらわにするヘイト・グループは、若者をターゲットにして新メンバーを募るためにインターネットをより頻繁に使うようになっている。ヘイト・グループの活発なメンバーは、公共の目から離れたプライベート・チャットルームやEメールを使って、自分たちのグループに連れ込めそうな、影響を受けやすい若者を探しているのである。

また、このようなグループは憎しみにあふれた音楽を使って若者をそそのかし、自分たちの主義・信条へとおびきよせる。子どもが音楽を探してインターネット上をサーフしていると、憎しみや差別を表現した音楽を販売したり無料で頒布したりするサイトに、簡単に遭遇するようになっている。

ヘイト・サイトのなかには特に小さい子ども向けにデザインされたページを持つものもある。「クー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan)」の子ども用公式ページでは、子どもの宿題を手伝ったり、人種的優越性について親に話したとき、親がそれを理解できなかった場合のアドバイスなどが掲載されている。その他のサイトでは、無害な活動や工芸品を紹介し、評判の良い子ども用サイトへのリン

クなどを掲載することによって、自分たちが正当であるかのような印象を与えようとしている。

ヘイト・サイトは多くの場合、検索で拾えるようなキーワードを隠している。ある白人至上主義者の女性向けサイトのキーワードは、子ども、芸術、ゲーム、お楽しみといった言葉である。検索エンジンにこの中の言葉の一つを入力すると、検索結果としてこのサイトが出てくるのである。

見ただけではヘイト・サイトの目的は解らないことが多い。“martinlutherking.org (マーチン・ルーサー・キング.org)”は、一見するとアメリカの公民権運動のリーダーを賛美しているように見える。しかし実際には、それは白人至上主義者組織によって作られたヘイト・サイトなのである。

ヘイト・グループは自分たちの活動を弁護するために表現の自由をよく引用する。「カナダの表現の自由協会」というインターネットサイトは、市民の自由に関心があるように見えるが、それは人種差別的な移民政策を議論する権利を促進しようとするサイトである。まだ経験の浅い若い人たちは、ヘイト・サイト上のこのような人を欺く情報を、文字通りに解釈してしまい、十分に理解することができない。

●親へのヒント

親はインターネット上の憎しみあふれるコンテンツから子どもを守らなくてはならない。さらにより年長の子どものみにはオンライン上の内容について、クリティカルに思考する方法を教えなければならない。

・インターネットについてできる限りのことを学び、自分の子どもがオンライン上でな

にをしているかを把握する。子どもにオンライン上のどのサイトを訪れ、何が好きなのかを見せてもらう。子どもとのコミュニケーションの回路をいつも開いておき、子どもが不安になるようなものに遭遇した時に、安心して親に助けを求めて来ることができるようしておく。

- 子どもの意見も取り入れてオンライン利用の同意書を作る。同意書にはインターネットのどのサイトならば行ってもいいか、してもよいことは何かを明記したガイドラインを必ず含める。(MNetの調査によると、家庭にインターネット使用に関するルールがある場合、危険なオンライン活動が大幅に減るという結果が出ている)
- 子どものインターネット利用をモニターする。一般的に、10歳以下の子どもはインターネットを一人でサーフするだけのクリティカルな思考能力を持っていない。インターネット接続用のコンピュータを、子どもの部屋ではなく、よく見える場所に置くほうが良い。
- 子どもが小さいうちからメディアの暴力について教える。子どもは他人を尊重し、暴力的なメディアに関しては適切に対応することを学ぶ必要がある。子どもには、現実の暴力とその結果を話し、殺人や痛みを娯楽として表現するようなメディアを見たり聞いたりしないように促す。
- オンライン上の差別や憎悪について子どもたちに教える。子どもたちは、憎しみを撒き散らす人間が使う策略や人種差別の歴史について教育を受ければ、差別的なコンテ

ンツを認識することができ、うまく避けることができるようになる。インターネット上の差別的コンテンツやシンボルを子どもが認識できるよう手助けをする。たとえば、ナチ党のシンボル(かぎ十字章)や、人種や性的志向に関する軽蔑的な表現、様々な民族や人種グループに対する風刺漫画的描写などである。

- 人種差別反対を唱える若い人たちに向けたインターネットサイトに子どもを行かせる。これには「Artists Against Racism(人種差別反対のアーティスト)」や、「Tolerance.org(寛容.org)」、カナダ政府の3月21日人種差別反対運動の「Racism Stop It!(人種差別を止めよう!)」のインターネットサイトなどがある。
 - もし、親がインターネットの差別的コンテンツに偶然出くわした場合は、適切なインターネットプロバイダ(ISP)に報告する。自分のプロバイダ(ISP)に連絡してその侮辱的なコンテンツのホストを探す手助けを依頼する。また、オンライン上の憎しみや差別は地元の警察にも通報するべきである。
 - フィルター機能のあるソフトウェアを調べよう。フィルター機能は暴力的、差別的な内容をブロックするのに役立つが、この技術は完璧な解決法ではない。今まで見てきたように、オンライン上の憎しみや差別は、多くの場合、フィルター機能で認識できないような巧妙な形で突然現れるからである。
- (訳責：FCT)

■インターネットの年齢別セーフティルール Safety Tips by Age

—カナダのインターネットサイトweb AWAREから—

[2-4歳向けセーフティルール]

2003年度の子どものインターネット利用に関する調査によると、現在インターネット利用者の中でもっとも急速に拡大しているグループは就学前の子どもたちである。この年代の子どもたちはオンライン上の活動について限られた範囲の関心しか示さないが、一方で、インターネットの画像や音声子どもたちの想像力を刺激し、彼らの経験を豊かにする。

親や年上のきょうだいが就学前の子どもをインターネットに接触させ、ウェブサイトを読んだり、オンラインゲームで遊んだりさせる。この年齢の子どもについては、大人が安全なインターネットの利用を教え、オンライン情報への子どもの反応を見守る（モニターする）という重要な役割を担っている。

<p>セーフティルール</p> <ul style="list-style-type: none"> この年代の子どもがオンライン接続する際は、親や保護者はいつも一緒につきそう 許容できるサイトのリストを「ブックマーク」に追加して、それぞれの子どもに独自のオンライン環境を整える 子どもにやさしいサーチエンジン、または保護者管理機能のついたエンジンを利用する 親や保護者の監督を（代替するのではなく）補完するために、インターネットのコンテンツフィルター機能を検討する コンピュータのJavaを無効にするか、もしくは専用の遮断ソフトウェアを利用して、子どもを攻撃的な「ポップアップ画面」から保護する 子どもにプライバシーについての教育を始める。ウェブコンテンツをパーソナライズするために名前を必要とするサイトでは、オンラインニックネームを使用させる 子どものインターネット利用について、家族全員が模範を示さなければならない 	<p>2-4歳の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアコンテンツをありのままに受け入れる 単独でオンライン接続する際の批判的思考技能をもたない 現実およびフィクションのいずれのメディア映像にも脅える可能性がある 暴力、恐喝、その他の危険に関する現実的な描写に脅える可能性がある ハイパーリンクにより、適切なサイトから不適切なサイトに移動してしまう危険性がある
--	---

[5-7歳向けセーフティルール]

5歳から7歳の子どもは前向きの姿勢と順応しやすい性質を持っている。新しく習得した読み書きや計算の技能に自信を持ち、アイデアを交換し、共有することを好む。行儀よく振舞おうとし、物事を信じやすく、権力に対して疑問を持たない。

この年代の子どもたちは、コマンドに従う、マウスを使用する、コンピュータゲームで遊ぶなど、コンピュータを上手に駆使できるかもしれない。しかし彼らはウェブサイトの検索、オンライン情報の解釈、または電子メール送信などにおいておとなや年上の子どもの支援に依存するところが大きい。

<p>セーフティルール</p> <ul style="list-style-type: none"> この年代の子どもがオンラインに接続する際にはいつもつきそう 「お気に入り」や「ブックマーク」に入れたサイトだけに制限することで、自分の子どものオンライン環境を整える 子どもにやさしいサーチエンジン、または保護者管理機能のついたエンジンを利用する 子どもの行動を容易に見守ることができるように、インターネットに接続されているコンピュータを開放的な場所に設置する 親や保護者の監督を（代替するのではなく）補完するために、インターネットのコンテンツフィルター機能を検討する 	<p>5-7歳の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアコンテンツをありのまま受け止める 単独でオンライン接続する際の批判的思考技能をもたない 現実およびフィクションのいずれのメディア映像にも脅える可能性がある 暴力、恐喝、その他の危険に関する現実的な描写に脅える可能性がある
--	--

- ・子どもにプライバシーに関する教育を始める。オンライン上では自分や家族の情報を決して提供しないように指導する
- ・ウェブコンテンツをパーソナライズするために名前の提示を必要とするサイトでは、オンラインニックネームを使用させる
- ・コンピュータのJavaを無効にするか、専用の遮断ソフトウェアを利用して、子どもを攻撃的な「ポップアップ画面」から保護する
- ・インスタント・メッセージ、電子メール、チャットルームまたは掲示板は、この年齢の子どもには使用させない
- ・オンライン上で子どもに不快や恐怖を感じさせるものがあれば、親や保護者に相談するように伝える（親や保護者としては落ち着くこと。もし取り乱したりしたら、子どもは必要な助けを求めなくなる）

- ・調査、コンテスト、登録などを通して、子どもたちから個人情報を入力しようとするオンライン上の販売業者に対して無防備である
- ・ハイパーリンクにより、適切なサイトから不適切なサイトに移動してしまいう危険性がある
- ・検索結果にリンクする不適切なウェブサイトにアクセスする可能性がある

[8-10歳向けセーフティルール]

8歳から10歳までの子どもは家族とのきずなを強く感じている。彼らは日常生活において年上の子どもの活動に関心を示し、彼ら自身の道徳観やジェンダー・アイデンティティを発達させ、権力を信頼し、疑問を持たない傾向がある。

楽しむための（ネット上の）サーフィンや、インタラクティブなゲームはこの年代の子どもにとってお気に入りのオンライン上の娯楽である。彼らは電子メールを利用し、またインスタント・メッセージやチャットルーム、また掲示板（オンラインフォーラム）などを体験する可能性がある。

セーフティルール

- ・子どもの意見もとりいれ、家庭内のインターネットルールのリストを作成する
- ・子どもがオンライン接続するときにつき添うか、親や保護者が許可したサイトだけにアクセスしていることを確認する
- ・子どもの行動を容易に見守ることができるように、インターネットに接続されているコンピュータを開放的な場所に設置する
- ・親や保護者の監督を（代替するのではなく）補完するために、インターネットのコンテンツフィルター機能を検討する
- ・子どもにやさしいサーチエンジン、または保護者管理機能のついたエンジンを利用する
- ・子どもに自分だけのメールアカウントをもたせるのではなく、インターネットプロバイダーが提供する家族共有のメールアカウントをもつ
- ・電子メール、チャットルーム、掲示板、登録、オンラインコンテスト、などに情報を提供する前に、必ず親や保護者に相談するように教育する
- ・特定の人びと、または特定の語句を含むメッセージを遮断するための電子メールフィルターを利用する
- ・この年代ではインスタント・メッセージを許可しない
- ・モニターつきのチャットルームや、信頼できる子ども用の掲示板の利用だけを許可する
- ・オンライン上の友だちや行動について、他の活動と同様に子どもと話し合う
- ・子どもは容易にオンライン上のポルノグラフィに出会う可能性があるため、健全な性について話しておく
- ・オンライン上で子どもに不快や恐怖を感じさせるものがあれば、親や保護者に相談するように伝える（親や保護者としては落ち着くこと。もし取り乱したりしたら、子どもは必要な助けを求めなくなる）

8-10歳の子ども

- ・好奇心旺盛で、新しい情報を発見することに関心を示す
- ・単独でオンライン接続する際の批判的思考技能をもたない
- ・調査、コンテスト、登録などを通して、子どもたちから個人情報を入力しようとするオンライン上の販売業者に対して無防備である
- ・暴力、恐喝、その他の危険に関する現実的な描写に脅える可能性がある
- ・現実の生活では出会ったことのないオンライン上の知り合いとのコミュニケーションをはじめ
- ・メディアのイメージや人物、特に「かっこいい」または魅力がある人物に影響される可能性がある
- ・検索結果にリンクする不適切なウェブサイトにアクセスする可能性がある
- ・チャットルーム、掲示板またはインスタント・メッセージを利用する際、オンライン上の略奪者に対して無防備である

[11-13歳向けセーフティルール]

10歳前から10代の時期は、子どもの生活に急速な変化が起こる。この年代はまだかなり家族に依存しているにもかかわらず、もっと自立しようとする。また友人との関係がより重要になり、自分の周りの世界に関心を示すようになる。

この年齢の子どもは学校での課題のリサーチをするためにインターネットを利用する。また音楽をダウンロードしたり、オンラインゲームをしたり、電子メールを使用したり、ファンサイトで好きなポップスターに投票したりする。友人とのコミュニケーションでお気に入りの方法はインスタント・メッセージによるものである。

セーフティルール	11-13歳の子ども
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見もとりいれ、家庭内のインターネットルールのリストを作成する ・子どもの行動を容易に見守ることができるように、インターネットに接続されているコンピュータを開放的な場所に設置する ・オンライン上の友だちや行動について、他の活動と同様に子どもと話し合う ・「オンライン上の友人」に会いたいときには、先に親や保護者に相談するよう言い聞かせる ・電子メール、チャットルーム、インスタント・メッセージを利用する際、登録や個人情報を入力する際、また、オンライン上のコンテンツに応募する際に、親や保護者の許可なく個人情報を提供しないように教育する ・オンライン上で子どもに不快や恐怖を感じさせるものがあれば、親や保護者に相談するように伝える（親や保護者としては落ち着くこと。もし取り乱したりしたら、子どもは必要な助けを求めなくなる） ・オンライン上のポルノグラフィについて子どもに話し、健康や性についての良質なサイトに案内する ・子どもが見知らぬ人と接触していないか確認するため、子どもの電子メールやインスタント・メッセージのアカウントにアクセスすることを主張する ・子どもにオンライン上の振り舞いについて責任を持つように教育する。ファイルの共有およびウェブ上のテキスト、画像、アートワークを利用することは著作権法に違反する可能性がある ・倫理的な振り舞いについて子どもと話す。虚言を広めたり、他人をいじめたり脅迫するためにインターネットを使用してはならないことを伝える ・モニター付きのチャットルームや、信頼できる子ども用の掲示板の利用だけを許可する 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術についてはコントロールできていると感じている ・親の世界の外にあるサブカルチャーに興味をもつ ・オンライン上の情報の正確さを見分ける批判的思考技能が不足している ・エンターテインメントやゲームを無批判に受け入れる ・調査、コンテスト、登録などを通して、子どもたちから個人情報を入手しようとするオンライン上の販売業者に対して無防備である ・性の発達に関して繊細な時期にある。特に男子はポルノサイトを検索する可能性がある ・（特に女子は）オンライン上の知り合いとの関係づくりに興味を示す ・オンライン上でいじめたり、いじめられたりしている可能性がある

[14-17歳向けセーフティルール]

10代前半は一般的に、自尊心が低い時期を経験し、友だちに認めてもらうことを求めたり、親の期待に応えようとする意思が低下したりする可能性がある。10代後半はグループの所属意識と自立を必要とし、家族や仲間の価値観に合わせようとする。思春期後半には、子どもは成熟し、知的なレベルで世界と接する準備がある。一般的に、すべての10代の子どもは新しいアイデアに対して寛大であるが、その正当性を判断する人生経験を欠いている。

10代の子どもは音楽をダウンロードし、インスタント・メッセージ（IM）、電子メールを利用し、オンラインゲームをする。彼らはまた、インターネット上の情報を収集するため、検索エンジンを積極的に活用する。彼らの多くがチャットルームにアクセスし、アダルトやプライベート

のチャットに参加したことがある。この年代の男子は境界線を越えて低俗なユーモア、流血シーン、ギャンブルや露骨なアダルトサイトなどを探そうとする傾向が強くなる。

セーフティルール

- 子どもと一緒に家庭内のインターネットルールのリストを作成する。禁止するサイトの種類も含めなければならない
- インターネット接続されたコンピュータは開放的な場所に設置し、子どもの寝室には置かない
- オンライン上の友だちや行動について、他の活動と同様に子どもと話し合う
- どのチャットルームや掲示板に子どもがアクセスし、誰と話しているかを知っておく。モニター付きのチャットルームを利用するように勧める
- 子どものIMリストについて話し合い、見知らぬ人と話していないか確認する
- 「オンライン上の友人」に会うときには先に親や保護者に相談するよう言い聞かせる
- 電子メール、チャットルーム、インスタント・メッセージを利用して、登録や個人情報を入力する際、また、オンライン上のコンテストに応募する際に、親や保護者の許可なく個人情報を提供しないように教育する
- オンライン上で子どもに不快や恐怖を感じさせるものがあれば、親や保護者に相談するように伝える（親や保護者としては落ち着くこと。もし取り乱したりしたら、子どもは必要な助けを求めなくなる）
- オンライン上のポルノグラフィについて子どもと話し、健康や性についての良質なサイトに案内する
- パブリックチャットルームにいるように言い聞かせる
- 迷惑メールから子どもを守る手助けをする。子どもにオンライン上で自分のメールアドレスを公開しない、ジャンク・メールに返信しない、また電子メールフィルターを利用するように話す
- 子どもが頻繁にアクセスするウェブサイトを知り、そのサイトが個人の写真や情報、不快なコンテンツを含んでいないか確認する
- 子どもにオンライン上の振る舞いについて責任を持つように教育する。ファイルの共有およびウェブ上のテキスト、画像、ネットワークの利用は著作権法に違反する可能性がある
- 倫理的な振る舞いについて子どもと話す。虚言を広めたり、他人をいじめたり脅迫するためにインターネットを使ってはならないと伝える
- 子どもが物品を注文、購入および販売など金銭的な取引をオンラインで行う前に親や保護者に相談するように確認する
- ギャンブルとその潜在的な危険性について話し合い、オンライン上のギャンブルは違法であることを確認させる

14- 17歳の子ども

- メディアへの関心や行動についてかなり批判的であり、選択的である
- オンライン上で予想しない性的コメントを受ける可能性が大きい
- ポルノ系の迷惑メールを受ける割合が最も高い
- (特に女子は) オンライン上の知り合いとの関係づくりに興味を示す
- オンライン上の知り合いから、現実に会うことを提案され、それを承諾しがちである
- 調査、コンテスト、登録などを通じて、子どもたちから個人情報を入手しようとするオンライン上の販売業者に対して無防備である
- (特に男子は) ポルノサイトを検索する可能性がある
- オンライン上でいじめたり、いじめられたりしている可能性がある
- オンラインでクレジットカードを利用する傾向がある
- オンラインギャンブルを試してみる可能性がある

子どもとインターネット・メディアリテラシー

坂本 旬（法政大学）

●はじめに

この原稿を執筆しているまさにその最中の6月1日、信じられないニュースが飛び込んできた。長崎の小学校で小6の女子児童が同級生を殺害したというのである。その後の一週間、この事件に関するニュースの流れない日はない。「子どもの発達とメディアリテラシー」というテーマを掲げている以上、この問題について触れないわけにはいかないと考え、当初の原稿の内容を大幅に変更することにした。

●長崎小6児童殺害事件とマスコミ

被害児童と加害児童の二人はインターネット上にホームページを開設しており、二人はチャットを楽しむ間柄であった。二人の間のトラブルの直接の原因もインターネットの掲示板への書き込みであったとされる。

この事件が報道されるやいなや、ニュースでは、「インターネットの闇」などと題してインターネットでのコミュニケーションの問題点が数多く指摘されるようになった。さまざまな情報教育の専門家がテレビに登場し、ネット上ではちょっとしたことで感情的な軋轢を生みやすいことが指摘された。

たとえば、6月4日の読売新聞では「危ういネット会話…小学生、中傷合戦からいじめへ」と題した記事を載せ、群馬大学の下田博次教授の次のような言葉を紹介している。「米国で行われているように、日本でも親が子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際、ネットが持つ危うさをもっと教えるべきだ。本気で対策に乗り出さないと、（佐世保と）同じような事件がまた起こりかねない。」

確かに、子どもへのインターネットや携帯電話に対する教育は不可避であろう。情報教育の一層の充実が求められることは間違いがない。しかし、今回の事件の原因として子ど

ものインターネット利用をあげるのは、事件の特殊性を考えるとあまりにも無謀ではあるまいか。

このような報道には小学生がインターネット上で日常的にコミュニケーションを取ることに対するマスコミの不信感や不安感が如実に表れているといえる。

では何がこのような事件を引き起こす原因となったのであろうか。本当にメディアの影響は考えられないのであろうか。

●メディアと残虐性

報道によれば、加害者児童は好きな本として中学生たちが殺し合う「バトル・ロワイヤル」をあげたという。彼女は自分でこの小説にそっくりな小説を自分のホームページに掲載していたと報道されている。

ホームページにはこのほかにも昨年12月ごろから「うぜークラス つーか私のいるクラスうざってー」、「下品な愚民や」、「喧嘩（けんか）売ってきて買ったら「ごめん」とか言って謝るヘタレ（根性なし）や」、「高慢でジコマン（自己満足）なデブス（デブでブス）」といった同級生を激しくののしる文章が掲載されているという。

また、事件前日のテレビドラマでカッターナイフを使った殺人シーンが放映されており、加害児童は「このドラマを見た。こんなふうにしよと思った」（と述べたといわれている（6月3日毎日新聞）。

殺害方法もきわめて計画性・残虐性が高く、「二人で一緒にカーテンを閉め終わると、怜美さんをいすに座らせ、後ろから手で顔を覆い、首を切りつけた」（6月6日産経新聞）という。

これらの報道からは彼女の強い怒りと同時に残虐性への親近感が感じられる。残虐性への親近感については、1997年の神戸の小学生

殺傷事件を思い起こさせる。このときの事件も、加害者はホラー映画をよく見ていたと報道されていた。

現時点でメディアの報道を鵜呑みにするのは危険である。これだけの報道内容で、メディアが加害児童の行動に影響を与えたかどうかを判断することはむずかしい。しかし、この事件をきっかけに、メディアに対する疑問やメディアリテラシー教育の重要性が指摘されることになることは当然予想される。

あえて私見を述べるならば、そもそもこの事件がこうしたメディアの影響によって引き起こされたと考えるには、あまりにも原因とされるインターネットでのトラブルやテレビドラマの内容と事件の残虐性とのギャップが大きすぎるのではないか。メディアの問題よりも、子どもの内面により焦点を当てて教育的・心理学的に検討しなければならないように感じる。

●子どもの発達とコミュニケーション環境

はからずも今回の事件で明らかになったように、インターネットの普及は子どものメディア環境を急速に変えつつある。私にも二人の子どもがいるが、現在高校1年生の長男が小学生だったころ、小学生が自宅でインターネットをしている例はきわめてまれであった。

当時、長男がよく訪れていたテレビゲームキャラクターのファンクラブのサイトは中学生が一人で作って管理しており、そこに集り利用者のほとんどは小学生と中学生であった。そのことに私は大変驚いた。しかし、その後インターネットは子どもたちの間に急速に普及し、今ではさほど驚くことではなくなってしまったのである。

子どもたちは、インターネットに対する知識をじゅうぶんに持たないまま、インターネット利用環境を手に入れつつある。一方、親の側もインターネットを十分理解しないままに子どもにコンピュータを買い与える家庭が増えてきている。

今回の事件で私が大変気になったのは、加害児童の家庭に親子間の十分なコミュニケーションがあったのだろうかという点である。報道からはこの点についてははっきりしたことはわからない。

メディアを批判的に視聴する能力の形成は家庭内のコミュニケーションにかかっているといっている。メディアの批判的視聴能力は教えるものではなく、豊かなコミュニケーションを通して育てるものである。

●家庭内のメディア環境はどうあるべきか

この事件について私の家庭でも子どもたちと話し合う機会があった。二人の子どもたちはリビングルームにある2台のパソコンを使って毎日のようにインターネットを使っている。6年生の次男はメールで友だち同士とやりとりをすることもある。どんなホームページを見ているのか、どんなやりとりをしているのか、そんな日常の会話の中に出てくる子どもの表情や仕草にも注意を払う必要があるだろう。

もちろんインターネットだけではない。テレビやゲーム、新聞、本、音楽など、子どもたちが目にしたり耳にしたりする内容について、保護者たちはどのぐらい子どもたちと話し合っているだろうか。日常の生活の忙しさにかまけて、大事な会話を忘れてしまっていないだろうか。

家庭内のメディア環境そのものにも注意を向ける必要がある。子どもが子ども部屋にこもってテレビを見たり、インターネットができる環境になってはいないだろうか。私の家庭では、誰もが居間でテレビを見、インターネットをし、音楽を聴き、本を読む。たまにはうるさいと思うこともあるが、部屋に引きこもるよりも共にいることの居心地のよさを大事にしている。

メディア環境の問題は結局は人間環境の問題である。そのことを忘れてはならないであろう。

インターネットのメディア・リテラシー、その基本と実践

—Mネット分析を通じて考えたこと—

五十里元子（大阪府羽曳野市河原城中学）

2003年WSISジュネーブ会議では、情報コミュニケーション社会の運営が実質的に一部の政府と企業の手の中にあること、および、そのことが、現存する世界の不平等をさらに助長するものであることに対して市民セクターからきびしい批判が加えられた。さらに、世界の市民もまたこの社会のビジョンを形づくる主体であること、市民は政府や企業主導の現状とは異なったビジョンを持っていることを具体的に明言した。

このように力の均衡を欠いたメディア情報コミュニケーション社会の進行の中で、包括的な視点を持った情報コミュニケーション社会を運営する市民がいかに自己形成できるかが、市民にとっても社会にとっても大きな課題になる。ことに若い人びとにとっては、メディアを多角的に分析し、メディアについて対話し、コミュニケーションを創造することを目的とするメディア・リテラシーが必要不可欠である。筆者は、立命館大学大学院で鈴木みどり教授のもとでインターネットのメディア・リテラシーをテーマに修士論文を書き、現在は中学校の教育現場にもどって子どもたちの教育に日々とりくんでいる。

本稿では、この修士論文から、分析対象としたカナダの市民組織メディア・アウェアネス・ネットワーク（以下、Mnet）の子どもたちと学ぶインターネットのメディア・リテラシーの一部をとりあげ、現場での実践で感じていることを織り交ぜながら、日本におけるインターネットのメディア・リテラシーの課題について考えたい。

1. Mnetによるインターネットのメディア・リテラシーの基本となる特徴

Mnetは創設の初期の頃から、テレビ、ラジオなどに加え、インターネットのメディア・リテラシーについても資料や授業案をネットを通じて人びとに提供してきた。近年は教員、保護者、図書館司書を主な対象とするWeb Awareness という特設サイトを設けたり、保護者を対象とするBe awareという特設サイトを設けたりして、以前にも増してインターネットのメディア・リテラシーに力を注いでいる。以下で、その基本となる特徴をみていきたい。

●特徴1 インターネットをメディアとして、多様な文脈でとらえる

メディア学においてメディアをとらえるときに、技術はその全体像の一部でしかなく、文化的、経済的、政治的な多様な文脈を含めて分析すべきことが明らかにされてきた。しかし、現実にはインターネットをめぐる言説や論調は日本に限らずソフト操作などの技術的側面が強調されがちである。Mnetはこの偏りに陥らず、メディアとしてインターネットをとらえることに成功している。

Mnetが設定した学びのテーマは大きく次の5つに分類することができる。①子どもたちのインターネット上での安全をどのように保障するか（ネット上のコミュニケーションの特徴、不適切なコンテンツへのアクセス、個人情報のさらけ出し）、②インターネット上の情報の信頼性を子どもたち自身がどのように検証するか（出版物としてのインターネッ

ト上の情報の特徴と評価)、③インターネット上で子どもたちをターゲットにしてどのようなマーケティング戦略が行われているか、④子どもたちの個人情報がいかにインターネット上で収集されどのように利用されているか、⑤民族やジェンダーなどの差別の流布にいかに対処するか(社会的差別の煽動)である。それぞれのテーマについて、現状、論争点、統計などが紹介され、どのように子どもたちが対処すればいいかを、問いかけモデル(クリティカルな思考)というアプローチを通じて考えられるようデザインされている。これら5つはいずれもインターネットというメディアの多様な社会的諸側面に目を配ったときに見えてくる主要なテーマである。また各テーマには同じく多様な文脈でのアプローチが行われている。たとえば、子ども向けマーケティング戦略の授業案では、商品を売るための娯楽と教育プログラムがウェブ上に存在するという文化的社会的側面や、テレビでは事業団体と市民が積み上げてきた自主規律が存在しているがインターネットではマーケッターが直接子どもたちに接触できるという産業的側面、マーケッターによる個人情報の保護が米国とカナダでは法的規律と企業による自主規律でどのように異なるか(産業的政治的側面)など、すべての側面が取り扱われている。

●特徴2 クリティカルな思考を最重視する

クリティカルな思考はメディア・リテラシーの学びの中心的なプロセスである。キッピングによれば、クリティカルな思考とは、仮説への疑問、偏りの発見、文脈の分析、オルタナティブな観点と情報の追求という4つの構成要素をもつ思考のプロセスである(Kipping, 2000)。Mnetにおいてもクリティカルな思考のアプ

ローチが問いかけという形でさまざまに提案されている。たとえば、電氣的コミュニケーションの特徴と限界は何か、フィルターソフトはどのように制作されその限界は何か、ウェブ・サイト上の情報はだれのなんのための情報か、など開かれた問いをめぐって自分自身の仮説を再検討していく。日本の子どもたちには、操作法や“心がけ”(だまされたり人を傷つけたり著作権を犯さないように気をつけましょう)が強調されがちである。クリティカルな思考とはこの操作法や心がけに対してもクリティカルに問いかけることを要求する。それはつまり、正解や結果をうのみにする受け身のユーザーからの脱却であり、自分と社会のコミュニケーションのあり方を問い続ける姿勢の獲得である。

●特徴3 子どもたちを市民として支援する

メディアは言うまでもなく社会資源であり公的資源である。しかし、ニューメディア社会において私たちは、「消費者」や「サービス受益者」としてとらえられがちであり、この社会の運営責任者、すなわち政策者である市民として自らを自覚するチャンスはほとんど失われている。Mnetでは、企業や政府がどのように考え行動しているかを知り、それを自分たちの経験と実態に照らし合わせる対話を通じて、自分たちが企業や政府の案に対して意見や要求を持ち、行動することを奨励する授業案を提案している。たとえば、子ども向けサイトのプライバシー・ポリシーについて考える授業案では、自分たちの意見を企業や政府に伝えるよう子どもたちを励まし、よりアピール力のある手紙を作成するために配慮すべき事項を体験豊富な市民組織のサイトの資料から紹介している。

つまり、Mnetのインターネットのメディア・リテラシーとは市民である子どもたちに向けた次のようなメッセージであろう。

“情報コミュニケーション社会は未だ完成しているわけではなく多くの議題を抱えている。そして、私たちは企業や政府と同様この社会を動かしていく主人公である。いっしょに知り、考え、対話し、行動しよう。エンパワメント（本来持っている力を回復すること）しよう。平和で公正な関係をめざすコミュニケーションを、ローカルに地球規模に作り出そう。そしてすべての子どもたちが安全で自信を持って自由に生きることができるよう支援される社会をつくろう。”

こうしてMnetのインターネットのメディア・リテラシーを見てくると、従来メディアのメディア・リテラシーと同じ基本をおさえていることが明らかになってくる。しかし、この当たり前の基本がインターネットの教育において見失われている。ようやく日本でテレビのメディア・リテラシーの取り組みが進みつつある今こそ、インターネットにおいてもメディア・リテラシーの基本をふまえた取り組みが必要である。

2. インターネットのメディア・リテラシーの実践へ向けての提案

最後に、日本での子どもや若い人々に向けたインターネットのメディア・リテラシーの実践において、いくつかの提案を行いたい。

●インターネットへの問いかけのモデル例

メディア・リテラシーはクリティカルな問いかけモデルを通じて実践される。では、具体的なインターネットにおける問いかけのモデルとして、どのようなものが考えられるだろうか？以下に筆者が二度の市民講座で使用

した二つの問いかけモデルを紹介する。

モデル1 L. マスターマンによるモデル

古典的なメディア・リテラシーの問いかけは情報スーパーハイウェイにも適用される、と考えるマスターマンによる問いかけのモデル。なお、モデル中の「メニュー」ということは、コンピュータのシステムやアプリケーションプログラム、インターネット上のあらゆる素材（サイトの文章、写真や絵、ゲーム、映像、その他のプログラム）やその構成物（サイトやページ）をさしていると考えてよいと思う。

モデル1

コンピュータのメニューへの問いかけ

1. そのメニューはどのように構成されているか
2. メニューはどんなテーマを持つのか
3. だれがメニューの責任者か
4. メニューはだれの利益になるのか
5. メニューに含まれる価値観はどのようなものか？ どのような種類の知識を作り出し正当化しようとしているのか？ そこに欠けているものは何か？
6. だれがその情報を手に入れ、だれの手には入らないか

レン・マスターマン「グローバルに展開するメディア・リテラシーの取り組み—目的、価値観、そしてスーパーハイウェイ」鈴木みどり編『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』、世界思想社、1997

モデル2 Mネットによるモデル

インターネット上の多くの情報（出版物）に対して、単に感覚的に信じられる、信じられないと判断するのではなく、クリティカルに問いかけることによって、その情報の信頼性をさぐるきっかけになる問いかけのモデル。

Mnetはこのモデルとともにさらに具体的に情報の信頼性を検証するための操作方法や他の問いかけモデルも紹介している。

モデル2

インターネット上の情報の信頼性に関する問いかけ

Who	だれがその情報の情報源か (サイト責任者はだれで情報源は示されているか)
What	何を手に入れようとしているのか (リプレゼンテーションと偏りを見いだす)
When	情報はいつ作られたか(時宜性)
Where	どこにいるのか(個人サイトか組織のサイトか、サイトのどこにいるのか)
Why	なぜここにいるのか
How	どのように信頼性を検証できるか (事実と意見の判断等)

www.media-awareness.ca/

●インターネットの多様な側面の重視

すでに述べたように日本では、操作と安全をめぐる道徳が子どもとインターネットに関して取り上げられることが多い。安全の問題は、もちろん取り組まれねばならないテーマの一つであるが、商業的制度的政治的文脈が失われている。さらに、デジタルメディアにおけるビッグイシューである個人情報や情報の信頼性はわずかしか触れられておらず、さまざまな経済的側面にいたってはまったくと言っていいほど取り扱われない。これはテレビなどの旧来のメディアの時と同様である。この失われた文脈は、私たちや子どもたちにどのような意味を持つのだろうか。売るために開発された教育ソフト。売るためにゲームや商品に採用されたアイドルやキャラクター。その一方で売られるために横断的にメディアを渡り歩く私たち。世界的に検討されている

企業や政府を規制する個人情報やマーケティングに関する国際規約や自主規律を知らされない私たち。その中で強化される価値観と弱められる価値観はいったい何か。私たちにはこのことについて対話する条件が保証されているだろうか。経済的側面をはじめとする失われた文脈を取り戻すことが、日本のメディア・リテラシーにおいて急を要する課題であると考えます。

●子どもたちの口頭でのコミュニケーション能力を促進する

大学での学びを終えて教育現場に戻り、いざメディア・リテラシーを実践しようとした筆者であるが、正直言って実践の困難さを感じている。力量不足が最大の原因であろうが、もう一つの原因は、対話の基礎となる子どもたちのコミュニケーション能力の減退、ことに現実世界における口頭でのコミュニケーション能力の減退である。クリティカルな思考とコミュニケーション能力とは同時平行的に存在すると筆者は考える。自分の感情や感覚に名前をつけて検証しようとするクリティカルな思考には、人間の思考のもっとも基本的な力である、自分の感情や意見を人にどう伝えるか、人の意見や感情をどう受けとめるか、意見の異なる人にどう対処するか、などの具体的な口頭コミュニケーション・スキルが必要不可欠であるからである。メディア・リテラシーの実践を通じてそれが獲得されれば一番いいが、あらゆる場面での別立ての取り組みでもよい。クリティカルな問いかけと対話を通じて行われるメディア・リテラシーの実践における緊急課題の、これも一つではないだろうか。

リオデジャネイロ憲章 (Rio de Janeiro Charter)

第4回「子どもと若い人たちのためのメディア」世界サミットから 2004年4月19日～23日

第4回「子どもと若い人たちのためのメディア」世界サミットが4月19日から23日までの5日間、ブラジル・リオデジャネイロで開催された。この世界サミットは、第1回が1995年に「子どもとテレビ」をテーマにオーストラリアのメルボルンで開催され、第2回は1998年にイギリスのロンドン、第3回が2001年にギリシャのテサロニキでと3年ごとに開催されてきた。子どものメディアに対する権利を重視し、メディアの質の向上、新しいテクノロジー、公共政策などをテーマとするもので、今回の第4回サミットでは、メディア専門家と子どもたち双方による宣言と提案からなる「リオデジャネイロ憲章」が採択された。以下は、そのFCTによる邦訳である。

リオデジャネイロ憲章 (Rio de Janeiro Charter)

●メディア専門家による宣言

世界一そして、世界を反映し、形成するマスメディアは、岐路に立っている。戦争や憎しみ、貧困や不平等が、私たち共通の未来に影を落とす。私たちは、メディアがその問題の一部なのか、あるいは解決策の一部なのかと自問する。その両方であるというのが私たちの答えである。

好むと好まざるとに関わらず、メディアのグローバル化は現実である。メディアが利潤によって動かされることやメディアの所有権がより少数の手に集中することは、グローバル化の暗部を表している。質や文化的多様性の欠如はその結果である。

メディアは、このような状態を永続させる手助けもできるし、この状態を変える道具にもなりうる。私たちは、メディアが私たちを分裂させ、対立させることに甘んじて従うこともできるし、メディアが大きな約束を果たし、一つの間人コミュニティとして確実にまとめていくよう行動を起こすこともできる。

多様性と社会正義を推進する情報コミュニケーション改革の大いなる可能性は、社会のあらゆる分野の主体的な参加を通してのみ実現するだろう。電波とサイバースペースは、放送局や広告主のものではなく、法律によって、市民に属する。メディア企業には、公共の利益に資するという条件で免許が与えられている。

メディアが子どもの発達と教育にとって中心的な存在であるために一態度だけでなく行動やアイデンティティにも影響を与えるので、私たちは、今日、非常に多くのメディアが促進している否定的な価値観やライフスタイルに関して、深く憂慮している。

メディアは、多くの場合、この恐るべき難題に直面する準備がないままに、親や教師がかつて果たしていた役割を担っている。子どもはメディアから得ているものよりもさらに良質なものを得る権利がある。

私たちが将来できる最大の投資は子どもに対してである。これは、メディアと社会の双方による大きな責任とこれ以上先送りしてはならない行動を意味している。

●10代の若い人たちによる宣言

第4回「子どもと若い人たちのためのメディア」世界サミットの「10代の若い人たちのフォー

ラム」に参加した私たちは、子どもと10代の若い人たちにとってメディアは危機にあることを憂慮し、今日の社会とマスメディアにおける情報の民主化について議論と再検討が必要であることを認識する。

メディアの制作と利用の民主化について議論するためには、情報へのアクセスのグローバル化が必要な第一歩であると、私たちは各政府に対して喚起しなくてはならない。メディアを変えるのではなく、世界中の人びとの力をこの取り組みの中で結集しようとするなら、私たちは暴力と貧困

を根絶し、教育へのアクセスを促進するためにメディアを使うべきである。力を結集させるということは、メディアと団結することを意味し、それによって質の高い文化や娯楽、教育を全ての人びとのために実現することを意味する。

世界人権宣言の第19条は「誰もが意見と表現の自由に対する権利を持つ。この権利は、干渉されることなく意見を持つ自由と、あらゆるメディアを通して国境に関わらず、情報や考えを検索し、受け取り、伝える自由を含む」と述べている。

【提 案】

メディア専門家	10代の若い人たち
上記の目標をかなえるために、私たちは政府、放送会社、広告主、広告関係専門家、学校、大学、教育者と研究者、市民社会、メディア消費者、家族、その他の人びとが、以下に記すことを保障するために関与し、従事する必要性があることを認める。	上で述べた考えのもとで、ここに、「若い人たちのフォーラム」に参加した私たちは提案する。
上記の中心となる人びとの間で、より広い連携を構築する	子ども、10代の若いひとたち、おとなの間での良質なメディアに関する意見交換
子どもの権利条約に記されている決議の法的整備と普及	
マスメディアの規律	<p>創造的過程を保障することから始め、全ての国における社会、倫理審議会、苦情処理委員会を含み、メディアの質の管理を保障する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力的、性的、あるいは飲酒、喫煙、不法な麻薬使用を推奨するようなコンテンツの放送時間を設定、あるいは禁止する 2. メディアの濫用に関するオーディアンスの提案、苦情を受け付ける審議会の設置と、その情報を市民に公表する 3. オーディアンスの苦情に基づき、質の低い番組のスポンサーになることを広告主に控えるように圧力をかける 4. 子どもを含むメディア委員会を設立するインターネット上のポルノ・コンテンツを子どもから遮断する方法の緊急対策を設置

<p>高等教育機関と企業によってメディア・コミュニケーション専門家の職業研修を行う</p>	<p>子どものために報道と情報の制作者の感性を高めるには：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもや10代の若い人たちには手が届かない商品と思わせるステレオタイプな表現を避ける。すなわち、犯罪や暴力を思わせるステレオタイプな表現を避ける 2. 子どもや若い人たちの当惑するような差別的なイメージの使用を控える
<p>子どもや若い人たちのクリティカルな感性を技術的な制作スキルとして発達させる研修を行う</p>	<p>子ども（とくに身体あるいは精神に障害を持つ人たちに）、クリティカルで生産的な方法で、情報を受け取り、検索し、活用する仕方を教える場を学校内に作る</p>
<p>メディアにおける子どもと若い人たちのリプレゼンテーションで文化的、社会的、民族的、宗教的多様性やジェンダーなどを考慮し、とくに障害を持つ人びとに配慮する</p>	
<p>子どもの様々な発達段階において、メディアの質、量、多様性を高める</p>	<p>子どもたちによって制作されたローカル番組の枠を持つマス・コミュニケーションを子どものために創り出す</p>
<p>子どもが参加するメディア制作の促進</p>	<p>メディア生産物の制作と放映において、子どものための枠を保証する</p>
<p>子どものメディアのための公的および民間の資金調達</p>	<p>子どもによるメディア制作への投資を引き出す政府と民間の資金調達政策</p>
<p>技術と情報へのアクセス方法の民主化 コミュニケーションのパブリック・システムの持続と強化</p>	<p>子どものための教育的メディアの制作を推進する学校、組織のために、無料でテレビとラジオ放送時間を割り当てることを法的に義務づける</p>

●メディア専門家による結論

私たちはリオデジャネイロでいろいろな角度からメディアと世界を見た。すべての国から幅広く示された成功例が、均質的な主流メディアに対して、実行可能で創造的なオルタナティブ（もうひとつの方法）があることを立証している。このサミットは、メディアを通して連帯を築き人間的な価値に献身するという私たちの責任を新たにした。

●若い人たちによる結論

私たち若い人たちは大人になったときも今

日と同じ熱意を持って、これらの提案の実行に関わっていくこと決意する。おとなが、子どもや10代の若い人たちが参加して制作する質の高いメディアを優先させ、私たちの仕事を認識し、私たちは支出ではなく投資の対象であり、未来を築く現在そのものであると理解するようになれば、その時、私たちはいま闘っている闘いに勝ったことになるのだろう。

リオデジャネイロ

2004年4月23日

(訳責：FCT)

メディア・リテラシーに出会えて・・・

永澤 貴之（FCT事務局スタッフ）

●メディア・リテラシーとの出会い

今から11年前にさかのぼること1993年、僕が20歳の時はメディア・リテラシーという言葉は全く知りませんでした。しかしその言葉自体は知らなかったのですが、今思えばメディア・リテラシーのコンセプトの根幹となるころのほんの一部を、感じていたような気がします。

それから4年後、ある一冊の本と偶然（必然的？）めぐり会いました。それは、『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』（鈴木みどり編、世界思想社）です。この本を読み終えた瞬間、僕のアイデンティティはこれだと思ひ、「この活動と実践は一体どこでおこなっているのだろうか？」と探し、みつけたのが【FCT】でありました。

●FCT事務局スタッフの活動を通して、
メディア・リテラシーを学べる喜び

事務局スタッフの活動を通してさまざまなことを学び、参加し、対話し、経験できることをとても嬉しく思っています。まず、事務局での資料、写真などの整理を通して1977年から現在までのFCTの歴史に、直接触れることができました。分析資料や、フォーラムの映像、写真、書籍なども見ることができました。

また、フォーラムの会場設営においても、事務局スタッフや関係者全員が協力しながら行えたことなど、他にも書ききれないことが沢山ありますが、僕にとって、そのすべてが

学びの場であり、活動の場であり、出会いの場であるとも思っています。また、事務局スタッフとして地道な活動を行った結果、関東学院大学において、鈴木みどり先生の授業（メディア・リテラシー論B）のTAとして、メディア・リテラシーを学ぶ機会をえることができました。

この授業を通して、学生とともに学び、感動したのは、対話による能動的な学びの過程をともし、その変化を実感できたことです。はじめのうちは、学生もグループでの対話と参加に戸惑っていましたが、何回か授業が進むにつれ、対話と参加が深まり、学生の意識が変わったことに感慨を覚えています。

ある学生が「グループによる対話において、お互いの感じ方や理解、知識、洞察力を分かち合い、学ぶ楽しさを実感できたこと。なによりもこの授業を通してとても良い仲間に出会えたことがよかった」と言ってもらえたとき、TAをやっていて良かったと実感しました。授業も最終回になると、学生たちが、対話を通して自信をもってもらったこと、更にその判断や思考に責任がもてるようになったことなどに気づき、うれしくなりました。

メディア・リテラシーの授業を通して 同じ場において、同じ空気を吸いながら、同じメディアについて一緒に考えること、一緒に学べたこと、一緒に対話をできたことは、僕にとって学問を超えたとても貴重な経験、物ではない「人生の宝もの」を得たと実感しています。

データバンク

〔国内篇〕

●『ポピュラー文化を学ぶ人のために』、ドミニク・ストリナチ著、渡辺潤・伊藤明己訳、世界思想社、2003年10月刊。

本書は、ポピュラー文化を分析する代表的な理論である大衆文化論の系譜、フランクフルト学派の文化産業論、構造主義と記号論、現代マルクス主義、フェミニズム、ポストモダニズムを取り上げ、それぞれを歴史的かつ有機的に関連づけながら批判的に紹介している。

第1章では、大量生産の産業技術によって作り出された大衆文化を、「高級」文化や「民衆」文化をダメにする粗製濫造の有害な文化として捉える大衆文化論の系譜を取り上げる。それは後に映画やレコードを大量に輸出するアメリカ批判という性格を持つようになっていく。

第2章では、ナチ党に対抗して生まれたフランクフルト学派を取り上げている。彼らは、資本主義社会はそれが生み出した豊かさ、消費主義、マスメディア、ポピュラー文化が形成する合理的社会統制に依存すると論じた。アドルノのポピュラー音楽批判はエリート主義そのものであり、彼らの思想にポピュラー文化の社会学的分析を構築するための概念的基礎は探しにくいと指摘している。

第3章では1950年代以降、ポピュラー文化研究に大きな役割を果たした構造主義と記号論を取り上げている。とりわけ、バルトの記号論の意義を評価しつつも、そこに欠落している実証性と社会関係の分析を指摘している。

第4章では、マルクス主義の立場から文化に注目し経済決定論を克服しようとしたアルチュセール、グラムシに焦点をあてる。グラムシは、支配層がイデオロギー強制的に押しつけるだけではなく、人びとの自発的な支持や了解を必要とするヘゲモニーという概念を生み出した。これは後のポピュラー文化研究の重要なパースペクティブとなっ

ていく。

第5章では、フェミニズムのポピュラー文化分析とその重要性を紹介している。その系譜は内容分析から、さらに家父長制論、記号論、構造主義、マルクス主義、精神分析学といった理論に研究の関心が向いていく。

第6章では、建築、映画、テレビ、広告、ポップ音楽を具体的にとりあげて考察しつつ、その問題点として理論的かつ経験的限界を指摘する。

最終章の結論では、フーコー理論のポピュラー文化分析の可能性と「対話」概念を基礎におくバーカー理論の重要性を指摘している。(N)

●『サイバージャーナリズム論—インターネットによって変容する報道』前川徹・中野深、東京電機大学出版局、2003年刊。

「サイバージャーナリズム」は「インターネットを利用して、企業あるいは団体、個人が時事的な事実（と思われること）、あるいはその事実に対する意見や解説などの情報を発信すること」と本書では定義される。本書はそのサイバージャーナリズムについて、以下のように全9章でまとめられている。

第1章「ジャーナリズムとは何か」、第2章「メディアとしてのインターネット」ではジャーナリズムの定義、インターネットの成り立ちとその特性をおさえ、第3章「インターネットにおけるビジネス・モデル」ではサイバージャーナリズムのコスト負担について購読料や広告から考える。第4章「誤報と情報の信頼性の問題」、第5章「匿名性の問題」、第6章「サイバージャーナリズムと著作権」、第7章「人権侵害と営業妨害」、第8章「メディア規制とインターネット」では、実際の事件や法制度などを引用しながら、既存のマスメディアとも比較するかたちで、それぞれの問題について論じる。

第9章「サイバージャーナリズムの未来」では、従来のようにメディア企業やジャーナリストだけがジャーナリズムを支えるのではなく、「ウェブログ」や電子掲示板、インターネットに接続可能

なカメラ付き携帯電話等により、インターネットの利用者一人ひとりがジャーナリズムの主体になりうる可能性が生まれ、ジャーナリズムが変革の時を迎えていると述べられる。マスメディアの発達により情報の送り手と受け手が分離・固定化してしまっていたが、インターネットによって「言論・出版の自由」が市民の手に戻ってきたのである。この「1億人のビデオジャーナリスト時代」にともない著作権や人権の侵害、情報の信頼性などの問題も増大しているが、インターネットがジャーナリズムの世界でどのような位置を占めることになるかは、すべてのインターネット利用者のメディア・リテラシーに委ねられているとする。(T)

●『現代の戦争報道』、門奈直樹著、岩波新書、2004年刊。

現代の戦争が「情報戦争」と言われるように、戦争の行方はメディアによって大きく左右される。本書は、「湾岸戦争」から「イラク戦争」までの戦争報道を分析することで、「情報戦争」の特徴を明らかにし、戦争におけるメディアの役割、課題、その可能性を追求したものである。

第1章は、「湾岸戦争」の分析である。真に戦争を理解するには映し出されている映像の前後の文脈を知ることが重要だが、文化産業と化したテレビの世界では、レンズに映し出されない問題は重要視されない。つまり、テレビは文脈化されていない物語を作り出しているということだが、湾岸戦争は、こうしたテレビの特性を利用した最初のプロパガンダ戦争であると言われた。

第2章は、「NATO軍のユーゴ空爆」を扱った章である。ユーゴ空爆では、米英主導の軍事的介入が「人道的」であることを正当化するために、メディアが利用された。メディアは、政治家が作り出した「善悪」という単純化された規準をそのまま受け入れ、欧米の兵士＝「人道主義者」、セルビア人＝「悪魔」として人びとに認識させ、この戦争を「悪との戦い」として位置付けさせた。

第3章は、「9.11事件とアフガン戦争」に言及した章である。米国のメディアはこの事件をセン

セショナルに報じ、国民的アイデンティティを高め、「愛国主義のジャーナリズム」を作り出した。そこには、客観的妥当性というジャーナリズムの本質は存在しない。こうして、本来は「郷土愛」であるはずの「愛国主義」に、「排外主義」を意味づけし、戦争物語を作っていた。

第4章は、「イラク戦争」を扱った章である。国連の承認を得ていないこの戦争に正当性を与えるには、戦場での出来事の正統性を知らしめることが必要であり、そのために従軍取材システムが導入された。従軍記者には軍との密接な関係が強制されたため、平和的解決を望んでいることを宣伝し、一方で、独裁国家の暗い一面を強調することが要求された。ここにおいて、従軍記者は、軍や政府が描く巨大な戦争物語の登場人物のひとりにも組み込まれてしまったのである。

第5章では、「これからの戦争報道」と題し、ジャーナリストの安全対策に関する課題や、インターネットやオルタナティブ・メディアなどのニューメディアの出現による、「戦争とメディア」の関係性の変化や、新たな可能性について言及している。(H)

●『エシュロンと情報戦争』、鍛冶俊樹著、文芸春秋、2002年刊。

「エシュロン」とはフランス語で「はしご段」の意味で、そこから派生して複数の軍団が連携しながら進軍する梯団を指す。軍事ジャーナリストである筆者は、アメリカが中心となってはりめぐらされた通信傍受ネットワーク「エシュロン」が、電話、ファックス、電子メール、通信衛星、海底ケーブルの盗聴など、世界中のありとあらゆる通信を傍受し、軍事機密だけでなく、企業や民間情報の盗聴に暗躍し、アメリカ経済の利益に貢献している、と言う。

1章「通貨危機とエシュロン」:97年アジア通貨危機、94年メキシコ通貨危機などに「エシュロン」の影を見る。2章「通信傍受のきわだった技術」:マイクロ波通信、携帯電話、海底通信ケーブル、インターネットなどの傍受の方法と暗号化された

通信の解読法が示される。3章「エシュロン誕生までのドラマ」:「エシュロン」の誕生は、第二次大戦で英国海軍省と米国陸軍省の暗号解読組織が、日本の外務省と海軍の暗号を解読していた歴史にまで遡る必要がある。

4章「エシュロンをめぐる戦い」:98年のEU会議の報告書で問題視され、2000年にはEUに調査委員会が設けられた。背景には「米仏スパイ戦争」の歴史があり、盗聴リストにはジョン・レノン、ローマ法王、ダイアナ元皇太子妃なども含まれていた。90年代にその対象は中央アジアのイスラム教圏に広げられたが、同時多発テロの発生は傍受できなかった。

5章「狙われるアジア」:インドネシア通信機器納入をめぐる各国の攻防、オウム真理教事件、海上自衛隊秘密漏洩事件、北朝鮮の情報をめぐる諸問題、駐ユーゴ中国大使館襲撃事件等、アジアの様々な事件にも「エシュロン」の影がある。6章:「国家安全保障戦略」7章:「各国の情報戦略」世界各地でスパイ、二重スパイが暗躍している。憶測の域を出ない感もあるが、情報には高い値段がつき、通信情報技術の発達の世界を大きく変える威力を持つことは間違いない。筆者は、「エシュロン」はマスコミに大きく登場することなくやがて姿を消すだろうとし、傍受される側にある日本の政治家たちの無防備さに警告を発している。(E)

●『戦争が遺したもの—鶴見俊輔に戦後世代が聞く』鶴見俊輔著、新曜社、2002年3月刊。

1922年生まれの哲学者鶴見俊輔は「残り少ないボクの人生で3日間といえばじゅうぶん長い時間です、さあ何でも聞いてください。お答えしましょう」と戦後生まれのあまりにも容赦ない追及者上野千鶴子(東大教授)とあっけにとられるほど無遠慮な聞き手熊英二(慶大助教授)の二人を相手に、京都で3日間語りあかした(あとがきより)。1946年編集同人7人で「思想の科学」を創刊した前後の話。日本のカルチュラルスタディズの源流ともなった諸研究は「あの頃はジャーナリズムってものがないから原稿の締め切りに追われない、

暇があったからね・・」というところから生まれたものだった、という。

「私はどちらかという編集者として生きていたいと思っているけれど、編集者には年齢制限がある。時代に沿って新しい書き手のよさがわかる感性をもつのはたいへんです。近代日本でもすぐれた編集者のほうがすぐれたライターより少ない。編集者は人に尽くす仕事ですから」戦争で生き残った人間というのはニヒリスティックな感覚をもっていると自らの戦争体験、捕虜殺害に立ち会ったこと、従軍慰安所の設営に関わった経験を語りつつ、編集者的に時代に対応した事実を披瀝する。

60年安保が成立した6月、鶴見さんは連日国会周辺に出かけた。共産党や総評などの組織のデモではない「誰でも入れる声なき声の会」というプラカードをもって歩く数日のうちに国会周辺に一万人数集まったという。「テレビが活用された最大の大衆運動だったと思う。いまよりずっとテレビの影響が大きかった。こんなに自発的な運動が起こるなんて考えてもいなかった」と。鶴見さんはこの会のオルガナイザーであった女性と安保の後結婚している。この経験が5年後に、ベ平連を立ち上げ、小田実たちとベトナム脱走兵の保護などに奔走することにつながる。

敗戦後の日本で知識人とされた人々がどう身を処してきたか、思い切った質問に率直でユーモラスに応じて、ひとつの戦後史になっている(K)

●「特集イラク・自衛隊と報道の危機 自衛隊の何を報道するのか」、小田実、『総合ジャーナリズム研究』4月号、No188

1940年代「複雑怪奇」といわれた国際情勢の中、「バスに乗り遅れるな」という言葉が流行し、やがて日本はナチ・ドイツ、イタリアと軍事同盟を結び、第2次大戦へと突入していった。21世紀、「複雑怪奇」といえる事件だった同時多発テロ事件の後、アメリカを運転手とする「バス」に乗り遅れまいと自衛隊を「派兵」してしまった日本。イラクをめぐる現在の事態が、40年代に酷似していると見る筆者は、「このバスはどこへ行くのか、

行き着くのか」と問う。

「民権」、「民益」が無視されて、「国益」を中心にした「国権、国家至上主義」が跋扈し、そのための「有事体制づくり」が押し進められていることも40年代とよく似ていて、その中に「ジャーナリズム」全体が含まれていることに筆者は、強い危機感を隠さない。

イラク「派兵」に随行志願の記者を集めて、自衛隊が行なった「随行訓練」の光景ほど惨めな光景はなかった。「随行記者」に対して必要な訓練があるならば、自衛隊に頼らないでメディア各社が自らで、共同して行なうべきではないのか、というのが、筆者の主張である。「正義の戦争」によって殺され、家を燃やされる「民」の側に立って物事を見、報道することが、ジャーナリズムであるはずなのに、「随行訓練」を受けて「報道班員」となった各社の記者たちは、自衛隊の何を報道するのか。

筆者らは、自らの安全と生活の確保を目的とした「市民安全法」の法案を作り、その実現に向かって動き出している。(仔細はFAX 0797・38・5252)(E)

●「座談会世界の転機とメディア」、『放送レポート』187号、2004年3、4月。

個人情報保護法、有事法制が成立し、自衛隊がイラクに派兵された現在、メディアが果たすべき役割を、桂敬一(立正大)、原寿雄(ジャーナリスト)、田島安彦(上智大)が、編集部岩崎貞明の司会で論議する。「テロ撲滅」という理由で始められた戦争が泥沼化し、ベルギーの総選挙、イタリア、スペイン、イギリスの地方選挙では反戦派が勝つなど世界の動きは変わってきているのに、日本はアメリカ主流のグローバリズムにのり、新自由主義的構造改革を推進し、アメリカに追随し続けている。メディアにも日本の現状に対する責任があり、果たすべき役割がある。

自衛隊のイラク派兵に対して、田島は読売新聞の「それ以前からの確信犯的役割」を指摘、原はメディアでイラク派兵に大儀がないことが強調さ

れず、日本政府がなぜそこまでアメリカに追随しなければならないのかを、ジャーナリズムが追求していないことを指摘する。桂は防衛庁による「戦時報道規制」が進んでいることに危機感をもち、「国民の知る権利と報道の自由の立場から、権力に対して情報の開示・公開を決然と迫るという姿勢を貫くべき」と主張する。

産経、読売が「犠牲を覚悟しろ」という論調になっている今、犠牲者が出ればマスコミが変質してしまうのではないかという危機感、現地の記者たちが「国益」にかなりことだけを報道することにならないか、真実を伝えるというジャーナリズムの価値がどこまで守られるのか、NHKなど放送局にどこまで冷静、客観的な報道ができるのか等が論議される。

桂はニュースソースを多元的なものにして情報を相対化すること、戦争をどう伝えるかという社の方針をしっかりと持つことの必要性を指摘、原は情報操作に対抗するために、情報環境とニュースソースを常に明らかにすることを強調する。田島は軍事化と共に進む監視社会化に対して、その動きを批判できるのは、言論の自由しかなく「報道の自由が確保されていることが唯一の希望であり可能性である」と言う。「自由」を機軸に、「国民ジャーナリズム」から国際社会の市民全体につながる「市民ジャーナリズム」への転換をめざす方向が示される。(E)

●「これが番組委託の実態だーテレビ番組制作委託に関する番組制作会社へのアンケート結果分析一、(メディア総合研究所「マスメディアの産業構造」プロジェクト)、『放送レポート』187号、2004年3月。

このアンケート調査はデジタル放送時代を迎えて、地上波テレビ局と番組制作会社との間で行われている「テレビ番組制作委託」の実態を把握するために、2003年9月から11月にかけて全国1188の番組制作会社を対象に実施し、189社から得た回答を制作番組のジャンルごとに集計して分析したものである。今回の調査はテレビ局と番組制作

会社との間でその後に行われた話し合いの結果、番組制作委託に関する公正な取引に向けてどれだけの前進があったかを確かむことを目的として行われていると述べている。

全体の構成は7つに分かれている。①テレビ局側の「指針」の検証も視野に②明文化より「口約束」の慣習いまま根強く③テレビ局への権利の集中一段と④制作費削減全ジャンルで顕著に⑤公取委の指摘果たして「解決済み」か⑥「公正・対等な取引」の認識は三分の一⑦三大改善テーマは制作費、著作権、企画の評価と章立てている。

なかでも⑦三大改善テーマは制作費、著作権、企画の評価の章において、「テレビ局との取引において改善の必要があると感じている点は(複数回答)」のアンケート結果では、すべてのジャンルで「制作費などの交渉」と「企画・提案などに対する評価」「著作権の帰属と処理方法」が三大改善テーマであることがはっきりした。とりわけ「制作費などの交渉」は最も切実な課題で、情報の80.2%をトップに軒並み70%を超えて焦眉の課題であることを示した、と述べている。また、「企画・提案などに対する評価」と「著作権の帰属と処理方法」もそれに続いて高く、ドラマ、バラエティ、スポーツ、報道で改善の必要を求める声が50%を超えた。情報では「著作権」問題が44.0%と半数には満たなかったものの三大テーマであることには変わりはない。これらの問題こそが、デジタル時代を迎えたテレビ番組ソフト制作・流通の“避けて通ることのできない課題”であることを改めて示していると述べている。(C)

●「民放テレビのキャラクター事情」、「日本におけるキャラクタービジネスの展開について」、種村達也、本間謙介『月刊民放』、2004年4月号。

現在、自社のキャラクターを持っている放送局は102局存在する。そのキャラクターは各局の周年事業や社屋移転を機に作成されている。したがって、地域性を重視しているもの、局の名に由来しているものが多く、広く受け入れられ、親しみやすいデザインや名前を採用しているという。

キャラクターの役割は、放送局のイメージ向上、視聴者と局を結ぶコミュニケーションツールとしての活用等が挙げられるが、視聴率向上のための効果的な番組訴求としての役割こそが本質と考察している。また、各局のキャラクタービジネスの展開は、商業化事業としてのキャラクター・グッズの制作・販売、各種イベントへの出演、アニメーション制作など多岐にわたる。種村は「目的と使用方法へのこだわりと情熱こそがキャラクターの成否を分ける」と推論する。(I)

●「子どもとメディアの新しい関係を求めて」中山憲康、『放送レポート』188号、2004年5月。

NPO「子どもとメディア」は、2004年2月14、15日に福岡で「子どもとメディア全国フォーラムー子どもとメディアの新しい関係を求めて」を開催。本稿はその報告で、筆者は同NPOの理事。

1日目は2部構成で、第1部「メディア漬けと子どもの危機」では、テレビなど映像メディアの長時間視聴の弊害を、小児科医、ノンフィクション作家、家裁調停員などの発言で伝える。また、東北大学川島隆太教授の特別講演にふれ、「現段階では、テレビやコンピュータゲームの長時間接触が、直接脳の発達に悪影響を与えるという証明はされていない」との見解を伝え、さらに、長時間視聴が親子のコミュニケーションの時間を奪うことを問題視するという発言も合わせて紹介。

第2部「子どもとメディアの新しい関係づくりのために」では、「ノーテレビデー」の実践と効果について、保育園、学校、地方自治体の取り組みを伝える。これには会場から「番組の内容的批判とかテレビのあり方に対する批判をやっていたかかないと、テレビを見ないという運動だけでは、何もテレビは変わらない」との発言があったという。2日目には3つの分科会が開催された。終了後には4つの「福岡アピール」を発表した。そのうちの2つめは、「子どもたちがメディア漬けから抜け出すためのノーテレビ運動、そして、メディアに向き合う力をはぐくむメディア・リテラシー教育に取り組む」というものであった。(B)